

各自治会に自治会相談員を配置します

～各自治会専属の職員が質問・相談をお受けします

準備中

「道路に穴が開いとるけど、担当は何課だったっけ。」
「自治会で〇〇をしたいんだけど、良い補助金はないんだろうか。」

自治会長としてこのようなことに戸惑われたりしていませんか。
役場への報告・連絡・相談でお困り事はありませんか。

これまでも直接役場へ連絡したり、自治会内で暮らす役場職員がいればその職員に依頼や相談をされていたでしょう。

でも、休日だったり、自治会内に相談できる役場職員がいなかつたら……。



そこで、各自治会をそれぞれ専属で担当する**自治会相談員**を配置します。

自治会相談員は、役場の相談窓口の一つとして自治会長と役場とを結ぶ架け橋となり、上記のような役場への報告・連絡・相談をお受けします。そして、適切な担当課をご紹介するなどし、一緒に問題を解決していきます。



いつから配置するの？

平成27年4月からの運用開始に向けて現在準備中です。

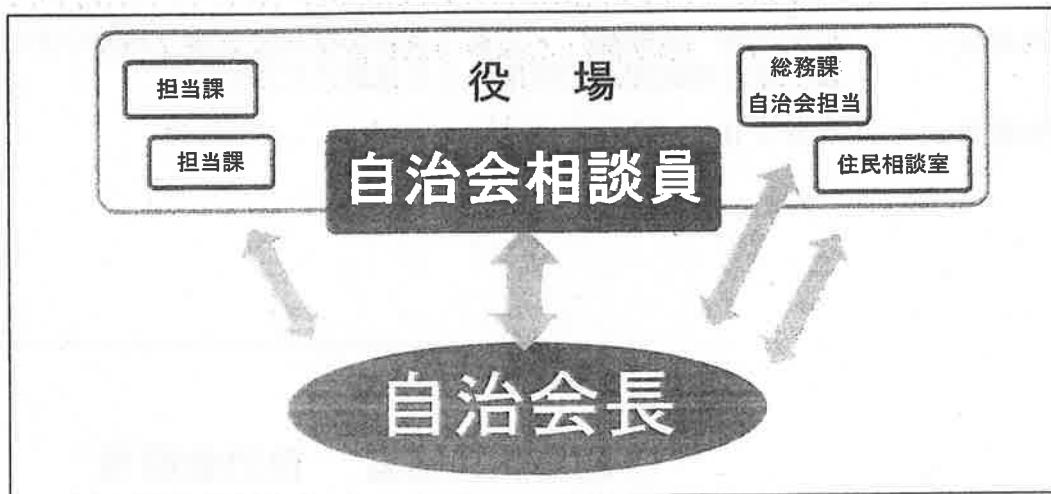
CONCIERGE

誰が相談員となるの？

自治会相談員は、自治会内に役場職員（事務職）がいればその職員が、自治会内に職員が誰もいなければ他地区在住の職員がそれぞれの自治会に1名配置されます。

休日も対応してもらえるの？

土日など役場が閉庁となる時間帯でも連絡等をお受けしますが、回答や実際の対応は担当課へ連絡できる平日となってからとなります。また、夜間の遅い時間帯には連絡を受けられないこともあります。



対応可能な依頼等の例

- ・〇〇について知りたい。役場の担当課（担当者）を教えてほしいんだけど。
- ・町道に土砂が入り、通行できなくなっている。担当課に復旧を依頼してほしい。
- ・この書類を役場の担当課へ届けておいてもらえん。
- ・役場の紅白幕を借りたいんだけど、担当課も分からぬし、借りられるかどうか調べておいてもらえん。
- ・自治会活性化のアドバイスがほしい。
- ・自治会で〇〇をしたいんだけど、活用できる補助金がないか調べておいてもらえん。

対応することができない依頼等の例

- ・総会資料の印刷と製本をお願いしたいんだけど。
- ・地縁団体の認可を受けたいので、規約（案）をまとめておいてくれ。
- ・自治会集会所の屋根が修繕したいので業者に修理を依頼してくれ。
- ・次の日曜日に一斉清掃作業があるのだが、人数不足なので参加してほしい。

* 自治会が本来行うべき作業等を相談員がお手伝い・代行することまでは予定しています。相談員は、役場との仲介役、助言者としてお手伝いをするものです。ただし、相談員の立場として対応が困難な上記例などであっても、自治会員の一人として対応が可能な場合もあります。

自治会相談員制度についてご意見をお寄せください

以上のような制度の準備を進めていますが、運用開始にあたっては、各自治会長のご意見を参考にしたいと考えています。

つきましては、別紙アンケート用紙に回答のうえご提出ください。
ご協力よろしくお願ひします。

提出方法： 大栄庁舎（総務課）・北条庁舎総合窓口に直接ご持参いただき
か、返信用封筒をご利用のうえ返送ください。

提出期限： 1月30日（金）

【問い合わせ先】

総務課総務室　自治会担当
電話 37-3111

自治会相談員制度自治会長アンケート

平成 27 年 1 月

問 1 自治会名をご記入ください。

_____自治会

問 2 役場に相談事項があるときは、まずどこに連絡されていますか。

- (1) 担当課へ直接連絡（分からないときは総務課等へ連絡）している
- (2) 総務課の自治会担当へ連絡している
- (3) 住民生活課住民相談室へ連絡している
- (4) 役場の代表番号へ電話している
- (5) 地区内の役場職員または知り合いの役場職員へ連絡している
- (6) その他 ()

問 3 貴自治会にとって自治会相談員は必要であると思われますか。

- (1) 必要 …問 3-1へ
- (2) 必要ない …問 3-2へ
- (3) 配置されてもされなくともどちらでも構わない

問 3-1 問 3 で「(1) 必要」と回答された方にお尋ねします。自治会相談員はどういう場面で必要となると思われますか。(*複数回答可)

- (1) どこが担当部署となるかを調べたいとき
- (2) 役場へ報告・連絡したい用件があるとき
- (3) 役場へ提出書類を届けたいとき
- (4) 自治会運営に対する助言がほしいとき
- (5) その他 ()

問 3-2 問 3 で「(2) 必要ない」と回答された方にお尋ねします。必要とされない理由は何ですか。(*複数回答可)

- (1) 相談・依頼すべき用件がないから
- (2) 相談・依頼すべき用件はあるが、担当部署も分かり自分で直接連絡できるから
- (3) 現在ある連絡窓口（住民生活課住民相談室、総務課自治会担当）で十分に足りているから
- (4) 相談員が配置されても利用しにくいと思うから

*裏面へつづく

問4 1月23日自治会長会での説明や資料に対して質問事項や要望事項があれば
自由にご記入ください。



質問は以上です。このアンケート用紙は、返信用封筒をご利用のうえ、1月30日
(金)までに役場総務課返送ください。
ご協力ありがとうございました。

【問い合わせ先】

総務課総務室 自治会担当
電話 37-3111